

兵庫県立丹波医療センター総合施設管理業務委託に係るプロポーザルの実施

兵庫県立丹波医療センターにおける総合施設管理業務委託業者をプロポーザル方式により募集する。

令和7年1月17日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立丹波医療センター院長 西崎 朗

1 プロポーザルの概要

(1) 名称

兵庫県立丹波医療センター総合施設管理業務委託に係るプロポーザル

(2) 募集要領

別途配布する「兵庫県立丹波医療センター総合施設管理業務委託業者募集要領」（以下「募集要領」という。）による。

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 履行場所

兵庫県立丹波医療センター 兵庫県丹波市氷上町石生2002番地7

2 参加資格

(1) 日本国内の一般病床320床以上の病院において、本業務と同種又は類似する業務実績がある者であること。

(2) 病院の業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これを受けていること。

(3) 兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている事業者であること。

(4) 欠格要件に該当しない者

法人及びその代表者が次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者

② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止措置を、本プロポーザル募集公告の日から企画提案書等提出書類の受付期間の末日までの間において受けている者

③ 暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第3号に規定する暴力団員に該当する者

暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者

⑥ 本公告日から本公告に係る業務の委託事業者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者

⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

⑧ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

3 参加手続き

(1) 事務局

〒669-3495 兵庫県丹波市氷上町石生2002-7

兵庫県立丹波医療センター総務部総務課

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和7年1月17日(金)から同年2月18日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和7年1月17日(金)から同年2月18日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和7年2月18日(火)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) プロポーザルにかかる質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和7年1月24日(金)から同年1月27日(月)までの午前9時から午後4時まで(土曜日、日曜日及び正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和7年1月27日(月)必着とする。

ウ 回答方法

令和7年2月5日(水)から質問書提出者及び参加表明書提出者に対し、順次、電子メールもしくはFAXにより送付する。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和7年1月24日(金)から同年2月18日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和7年2月18日(火)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

募集要領に定める。

(6) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対し、プレゼンテーションを実施させることができる。

イ プレゼンテーションを開催する場合、開催の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立丹波医療センター総合施設管理業務委託業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立丹波医療センター総合施設管理業務委託契約」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、提出された提案書を無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要領による。